

消すまでは心の警報 ON のまま

春季全国火災予防運動が、3月1日(土)～7日(金)に行われます。春は冬に比べてストーブなどの火の取り扱いが少なくなるにもかかわらず、毎年多くの火災が発生しています。いま一度気持ちを引き締めて、火災の予防に努めましょう。

住宅防火対策展

市では、春季全国火災予防運動期間に合わせて、住宅用火災警報器、防災物品などの住宅防火に関する展示会を開催します。

この機会に、住宅防火について関心を高めましょう。

日時 3月1日(土)～7日(金) 午前

8時30分～午後5時15分

会場 市役所1階ロビー

住宅用火災警報器の普及調査

全ての住宅に住宅用火災警報器を設置することが、消防火により義務付けられています。

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱をいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせる警報器です。

春季全国火災予防運動に伴い、住宅用火災警報器の普及調査が中郷・大栄地区の一部で、3月下旬まで行われます。消防職員が訪問しますので、皆さんのご協力をお願いします。

願います。

調査時に、高齢者世帯には希望に応じて、防火指導を行います。

悪質な訪問販売にご注意を

「消防署から来た」と言われ、消火器や住宅用火災警報器を高額な値段で売り付けられるといった被害が発生しています。

消防職員が消火器や住宅用火災警報器の販売を行うことはありません。悪質な訪問販売には十分に注意しましょう。

不審に思ったら、すぐに消費生活センター(☎23・116)へ相談してください。

出火原因の第1位は「放火」

放火は、火災の出火原因の第1位を占めています。住宅や事務所などの建物への放火だけでなく、車両や敷地内の可燃物に放火され、火災になるケースも多くなっています。

放火を防ぐためには、家の周りに燃えやすい物を置かない、郵便ポストに郵便物をためないなど、一人一人の注意が重要です。

また、放火は地域の治安にも関わります。地域の安全を守るため、地域住民が協力して「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」ということを基本に、防火対策に取り組むことが必要です。

皆さんも、自治会や町内会など地域ぐるみで、放火されやすい状況などを把握し、対策を話し合ってみてはいかがでしょうか。

たばこの後始末は確実に

たばこが原因とみられる火災により、多数の死傷者が発生しています。たばこによる火災発生のもとんどは、消し忘れなどの不注意によるものです。

喫煙するときは次のことに注意しましょう。
○灰皿や携帯灰皿を用意し、投げ捨ては絶対にしない

○灰皿はこまめに掃除し、吸い殻をためない

○吸い殻には水を掛けて、確実に消火する

※春季全国火災予防運動期間中の防火相談は、予防課または最寄りの消防署へ。

予防課(☎20・1591)

成田消防署(☎20・1594)

飯岡分署(☎36・0119)

赤坂消防署(☎26・3210)

公津分署(☎29・6627)

三里塚消防署(☎35・1007)

空港分署(☎30・1187)

大栄消防署(☎73・4141)

下総分署(☎96・4023)

小さな火が大きな山火事に

山火事の約7割は、1月から4月に発生しています。出火原因の約半数は、たき火、たばこ、農作業の枯れ草焼きです。屋外で火を使うときには、気象状況を確認し、周囲に燃えやすい物がないか注意してください。また、近くに消火用の水を用意して、火から離れないようにしてください。